

2013年9月10日 287号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp**民主党・枝野氏****憲法9条「改正」へ私案作成****集団的自衛権を明文化**

民主党の枝野幸男・憲法総合調査会長がまとめた憲法9条の「改正」案が明らかになりました。武力行使に歯止めをかける自衛権や国際貢献の要件を記し、必要最小限の集団的自衛権行使を認める内容です。海江田代表は案をたたき台に議論を進める意向を示しています。安倍政権が憲法解釈変更による行使容認へ環境整備を進めるなか、「解釈変更を阻止する立場から早急に対案を打ち出した」としています。

参議院選挙前に、民主党の細野幹事長は、集団的自衛権行使について「神学論争はやめた方がいい」と述べ、参院選後に本格化する議論に前向きに応じ、自衛隊の役割拡大を容認する考えを示していました。細野氏は、政府の有識者会議（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）が検討している集団的自衛権の4類型のうち、〈1〉米国に向かうミサイルの迎撃 〈2〉国連平和維持活動（PKO）で一緒に活動している部隊が攻撃を受けた場合の武器使用——について、「問題があるなら、それはできるようにする。そういう議論なら積極的にやっていく」と、容認もあり得るとの認識を示していました。

今回の私案は、集団的自衛権行使の容認に道を開き、安倍首相の路線の歯止めどころか、促進するものであり、極めて危険な内容です。また、「2項を変えない」としていますが、新たな条項を追加することによって、日本がアメリカと一緒に戦争できる国にしようとするものです。

民主党・枝野私案【追加条項】

9条の2

1項 我が国に対して急迫不正の武力攻撃がなされ、これを排除するために他に適当な手段がない場合においては、必要最小限の範囲内で、我が国単独で、あるいは国際法規に基づき我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を守るために行動する他国と共同して、自衛権を行使することができる。

2項 国際法規に基づき我が国の安全を守るために行動している他国の部隊に対して、急迫不正の武力攻撃がなされ、これを排除するために他に適当な手段がなく、かつ、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に重大かつ明白な影響を及ぼす場合においては、必要最小限の範囲内で、当該他国と共同して、自衛権を行使することができる。

3項 内閣総理大臣は、前二項の自衛権に基づく実力行使のための組織の最高指揮官として、これを統括する。

4項 前項の組織の活動については、事前に、又は特に緊急を要する場合には事後直ちに、国会の承認を得なければならない。

9条の3

1項 我が国が加盟する普遍的国際機関（現状では国連のこと）によって実施され又は要請される国際的な平和及び安全の維持に必要な活動については、その正当かつ明確な意思決定に従い、かつ、国際法規に基づいて行われる場合に限り、これに参加し又は協力することができる。

2項 前項の規定により、我が国が加盟する普遍的国際機関の要請を受けて国際的な平和及び安全の維持に必要な活動に協力する場合においては、その活動に対して急迫不正の武力攻撃がなされたときに限り、前条第一項及び第二項の規定の例により、その武力攻撃を排除するため必要最小限の自衛措置をとることができる。

3項 第一項の活動への参加及び協力を実施するための組織については、前条第三項及び第四項の例による。

森村誠一氏、朝日新聞に投稿

「憲法が古びたのではなく」 「現実が戦争の悲惨さと犠牲を忘れて悪化」

朝日新聞9月5日号の「声」欄に、森村誠一氏が投稿しています。「現実が不戦憲法を裏切った」とのテーマで、「作家 森村誠一（東京都 80）」としています。



そのなかで、3日の投稿欄に載った「改憲歓迎論」に「反対だ」として、「憲法9条が現実の状況と共存できないというご意見は、憲法が古びたのではなく、広島、長崎以下300万人を超える犠牲を払った戦争を知らない世代の人口を踏まえた現実が変わったのです。つまり、現実が戦争の悲惨さと犠牲を忘れて悪化したのであって、憲法が時代遅れの夢物語になったわけではありません。憲法は国家、政権が暴走しないためのブレーキです」と述べています。

そして、自衛隊が国防軍となった場合の危険性に触れたうえで、最後に「憲法が限界にきているわけではなく、現実がタカ派政権によって操作されているのです。一代の政権の独裁によって改定すれば、日本の永久の汚点になるでしょう」と結んでいます。

//各地・団体のとりくみ//

神奈川

“9・25 海上デモ”を計画

憲法改悪反対神奈川県共同センターは、9月3日夜、横浜市内で憲法学習交流集会を77名の参加で開催。『かつてない憲法の危機—アベノ改憲の濁流と立ち向かう私たち』と題して、参議院選挙後の憲法情勢と壊憲許さず憲法を守りいかすたたかいについて、自由法曹団元団長の坂本修弁護士が講演しました。また、初めて横浜弁護士会を代表して憲法問題協議会の石黒委員長から激励と連帯の挨拶をうけました。県労連の水谷氏が行動提起をおこない、10人の発言をうけて確認されました。

自由法曹団の幹部に叱咤激励され、神奈川県労連や新婦人など憲法の取組みを強めています。

○行動提起 その1 9・25海上デモ（横浜港）

- 日時 9月25日（水）12時集合、12時15分出港～13時15分帰港
- 集合場所 大棧橋通船発着所（横浜港・大棧橋の手前広場）
- 海上デモコース 大棧橋発着所→ノースピア→東電火力発電所→帰港
- 船 30人のり6艘
- 参加人員 1艘25人ずつ乗船、6艘で150人
 - ①建設労連、②公務労組、③民間労組・弁護士団、④新婦人・民医連、
 - ⑤神商連・原水協・食農健、⑥民青同盟・安保・地域・共産党
- ★各団体で憲法・TPP・放射能汚染水に関する要求横断幕・のぼり旗・団体旗を持参
- 費用 1艘チャーター料金1万5千円×6艘=9万円程度を各団体で負担



○行動提起 その2 『憲法96条改定反対意見書』採択運動

- 県下34自治体・12月議会での『憲法96条改定反対意見書』採択運動をおこないます。
- 県下の34市町村・県議会すべてに意見書決議案を提出し、三浦市、綾瀬市、大和市、小田原市、相模原市、神奈川県議会などを重点的に取組み、一つでも多くの議会決議をめざします。
- 意見書文は自由法曹団から起案、各地域や共産党議員と相談・連携しながらおこないます。

「憲法9条にノーベル平和賞を！」の会

総会 & 学習会 「愛と平和と自由のために」 ～ミリオンセラーになった『日本国憲法』～

総会は短時間、学習会がメイン。どなたでも参加できます。お気軽にご参加ください。

1982年出版の小学館「日本国憲法」。廉価版が発売されコンビニでもよく売れています。この本の編集者が、いかに発想し、どのように編集し、いかに広めたか、そしてなぜまた今「憲法」なのかを語ります。

日時：9月25日（水）第1部18：30～総会 第2部18：45～学習会
 場所：文京区シビックセンター 5階C会議室（春日駅・後樂園駅徒歩1分）
 講師：島本 脩二さん（元小学館編集者）
 主催：「憲法9条にノーベル平和賞を！」の会（文京区春日2-24-11 全印総連内/03-3818-5125）

憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！